

報道関係者 各位

令和8年10月2日（金）

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 松浦 和久

監察監督官 森田 宏明

（電話） 088-652-9163

令和7年に実施した定期監督等の結果を公表します

～ 66.6%の事業場に労働基準関係法令違反があり是正を指導 ～

徳島労働局（局長 亀井崇）では、令和7年に管内の4つの労働基準監督署が実施した定期監督等^注の結果について取りまとめたので、公表します。

徳島労働局では、今後も、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施するとともに、法令などの丁寧な周知啓発に努め、安全で健康に働くことができる環境の整備に向けた取組を実施していきます。

＜実施状況のポイント＞ （詳細は資料2・3を参照）

■ 令和7年に定期監督等を実施した事業場数は1,312事業場であり、このうち、874事業場（66.6%）で労務管理・安全衛生管理に係る労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導しました。（資料3の表1及びグラフ参照）

■ 主な違反は、

- ・機械・設備等の危険防止の「安全基準」に関する違反 ……275事業場（21.0%）
- ・「労働条件の明示」に関する違反 ……125事業場（9.5%）
- ・「割増賃金」に関する違反 ……122事業場（9.3%）
- ・「労働時間」に関する違反 ……117事業場（8.9%）
- ・「健康診断」に関する違反 ……104事業場（7.9%）

となっています。（資料3の表3及びグラフ参照）

■ 業種ごとの主な違反を見ると、

- ・製造業 ……安全基準 ……（31.2%）
- ・建設業 ……安全基準 ……（29.1%）
- ・運輸交通業 ……労働条件の明示 ……（24.1%）
- ・商業 ……割増賃金 ……（17.2%）
- ・保健衛生業 ……割増賃金 ……（30.0%）
- ・接客娯楽業 ……労働条件の明示 ……（22.2%）

となっています。（資料3の表4参照）

＜当局の監督指導方針＞

■ 労働契約締結時の労働条件の明示や、労働時間の適正な管理、健康診断の実施などの基本的な労働条件が確保されるよう、監督指導を徹底します。

特に、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けて、各事業場が36協定（時間外労働・休日労働に関する労使協定）の特別条項で定める健康及び福祉を確保するための措置について、その実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行います。

また、長時間労働が疑われる事業場、具体的には各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する監督指導を徹底します。（参考資料1、3）

■ 重大・悪質な法違反が認められた事業場については、司法処分を含め厳正に対処します。

■ 中小企業を中心として法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではないと考えられる事業場等を対象に、説明会の開催等により、あらゆる機会を通じて法制度の周知を図ります。

県内全ての労働基準監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」等においてきめ細かな相談・支援を実施します。

また、令和8年9月1日から、全労働局共通の取組として、労働基準監督署の労働時間相談・支援班が、徳島働き方改革推進支援センターとチームを組み、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を開始し、相談・支援の充実を図っています。

特に、経営改善に向けた支援を希望する事業場には、同センター及び徳島県よろず支援拠点の利用を積極的に勧奨しています。（参考資料2、3）

注）定期監督等

労働基準監督署は、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき事業場に対して監督指導を実施し、労務管理・安全衛生管理の状況を確認して是正・改善を指導しています。（資料1）

監督指導には「定期監督等」のほか、申告監督、再監督がありますが、「定期監督等」とは、管内の状況を踏まえ定期的に、あるいは労働災害の報告や各種情報等を契機に実施する監督指導のことです。

資料1 監督指導の一般的な流れ

資料2 定期監督等における主な違反の事例

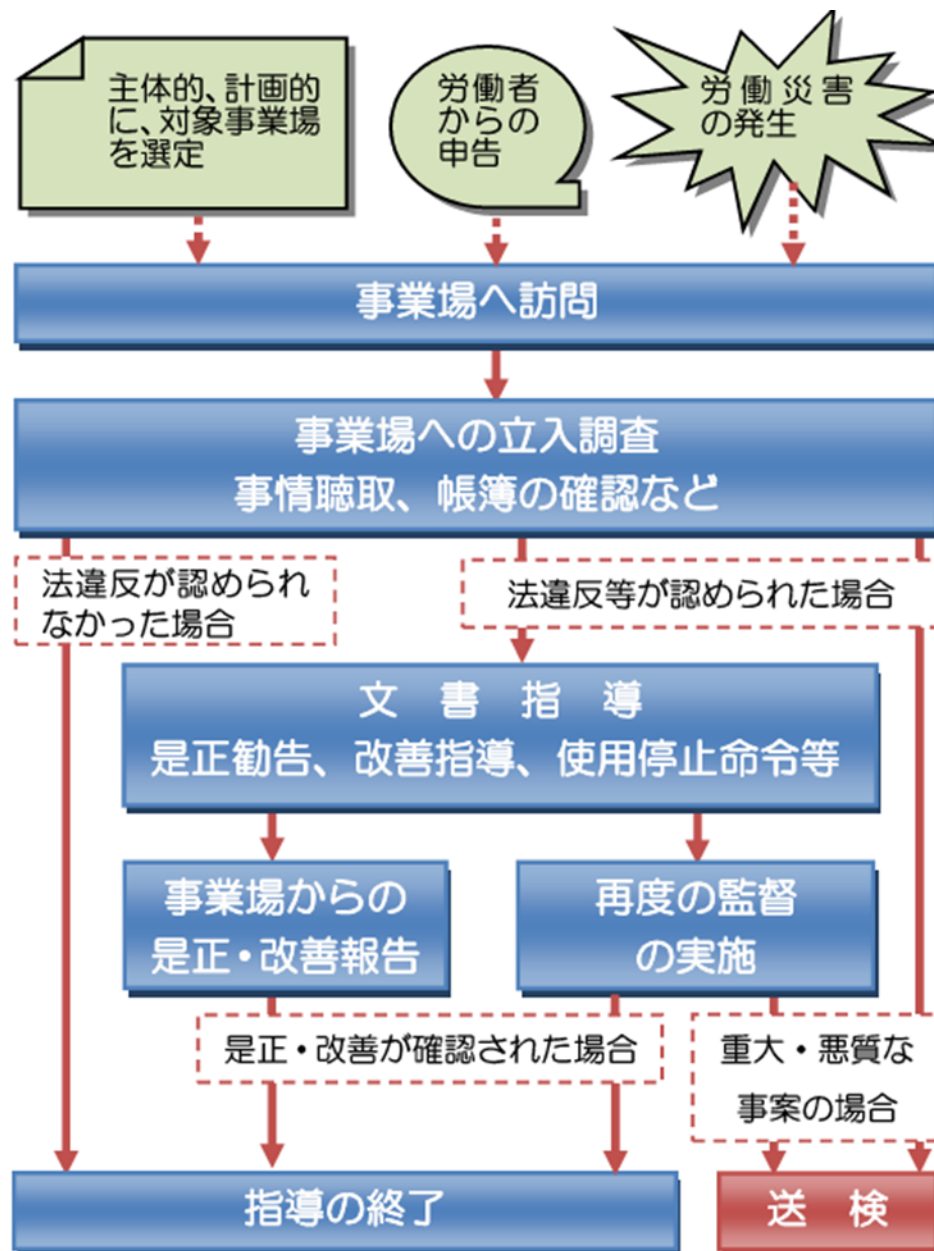
資料3 定期監督等の結果の詳細

参考資料1 時間外労働の上限規制

参考資料2 リーフレット「労務管理の「困った！」を解決 私たちが重点的にサポートします」

参考資料3 パンフレット「時間外労働や休日労働をさせる場合には「36協定」が必要ですが、^{サブロク}

監督指導の一般的な流れ



(注) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

定期監督等における主な違反の事例

(1) 労働基準法関係

① 労働時間〔労働基準法第 32 条・40 条〕

〔事例〕

時間外労働・休日労働に関する労使協定（通称「36 協定」^{さぶろくきやうてい}）を締結し労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて労働させた。

36 協定において締結した時間外労働の時間の限度（例：1 か月 45 時間）を超えて時間外労働をさせた。

② 休日〔労働基準法第 35 条〕

〔事例〕

36 協定を締結し労働基準監督署に届け出ることなく、1 か月間に 1 日も休日を与えずに労働させた。

36 協定において締結した法定休日労働の日数の限度（例：1 か月に 2 日）を超えて法定休日労働をさせた。

③ 時間外労働の上限規制〔労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号・第 3 号〕

〔事例〕

1 か月間に 100 時間以上の時間外・休日労働をさせた。

複数月を平均して 1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働をさせた。

④ 割増賃金〔労働基準法第 37 条〕

〔事例〕

時間外労働・休日労働を行わせているのに、法定の計算による割増賃金（時間外労働は通常の賃金の 2 割 5 分以上、休日労働は 3 割 5 分以上）を支払っていなかった。

⑤ 労働条件の明示〔労働基準法第 15 条〕

〔事例〕

労働契約の締結に際し、労働契約の期間や労働時間、賃金に関するなどを、書面を交付する等の方法により明示していなかった。

⑥ 年次有給休暇〔労働基準法第 39 条〕

〔事例〕

年次有給休暇の付与日数が年 10 日以上労働者に対し、基準日（年休発生日）から 1 年以内に、労働者ごとに年 5 日の年休を時季を指定して与えていなかった。

⑦ 年次有給休暇管理簿〔労働基準法施行規則第 24 条の 7〕

〔事例〕

労働者ごとに、年次有給休暇を与えた時季、日数、基準日を記載する年次有給休暇管理簿を作成していなかった。

(2) 労働安全衛生法関係

① 機械・設備等の危険防止の安全基準〔労働安全衛生法第 20 条、21 条、23 条等〕

〔事例〕

手すりがついていない足場等安全基準を満たしていない設備や有効な安全装置が保持されていない機械を労働者に使用させ、危険防止措置を講じていなかった。

② 健康障害防止の衛生基準〔労働安全衛生法第 22 条、23 条等〕

〔事例〕

熱中症を生じるおそれのある作業を行うときに、あらかじめ、熱中症のおそれがある作業者を発見した者が報告するための体制の整備及び熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成を行って作業に従事する者に周知していなかった。

③ 健康診断〔労働安全衛生法第 66 条〕

〔事例〕

常時使用する労働者について、1 年に 1 回、定期健康診断を実施していなかった。

深夜業（22 時～5 時）に従事する労働者について、6 か月以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していなかった。

定期監督等の結果の詳細

表 1 定期監督等の実施状況の推移

監督実施年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
監督実施事業場数	1,405	1,615	1,477	1,083	1,373	1,406	1,407	1,712	1,716	1,312
うち労働基準関係 法令違反事業場数	819	939	898	737	876	887	930	1,099	1,091	874
割合	58.3%	58.1%	60.8%	68.1%	63.8%	63.1%	66.1%	64.2%	63.6%	66.6%

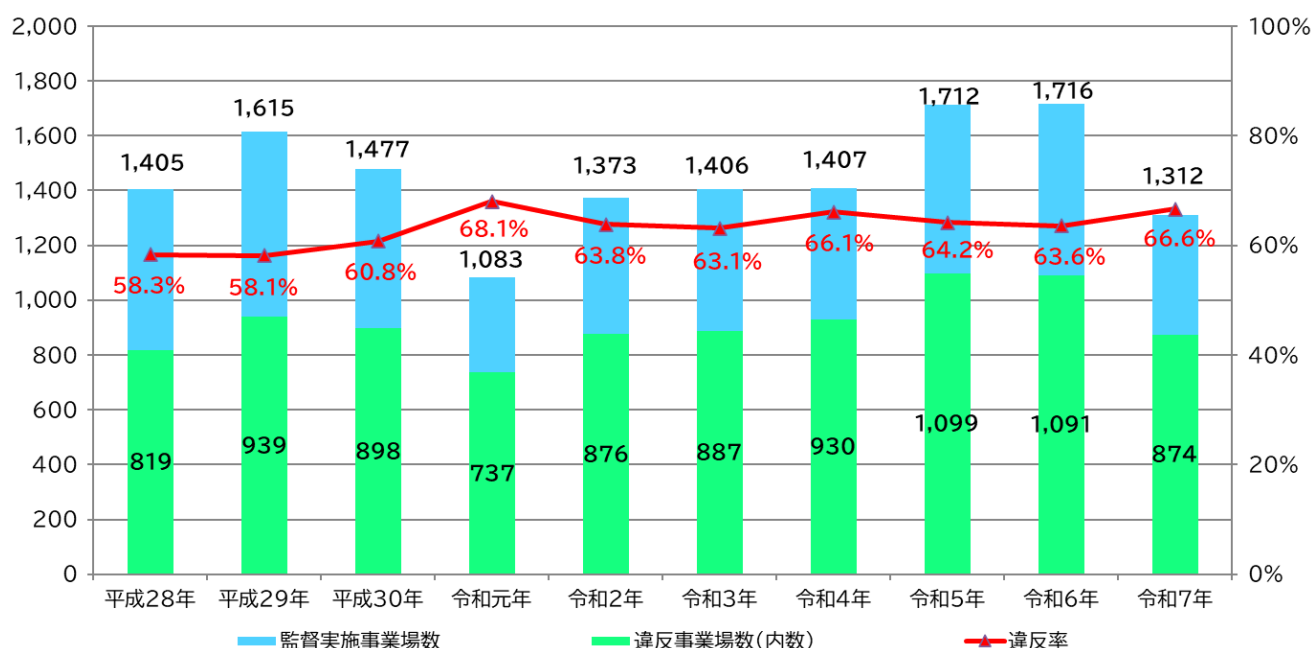


表 2 主な業種別の違反状況（令和 7 年）

業 種	製造業	建設業	運輸交通 業	商業	保健衛生 業	接客娯楽 業
監督実施事業場数	269	553	54	145	70	81
うち労働基準関係 法令違反事業場数	202	342	42	93	46	66
割合	75.1%	61.8%	77.8%	64.1%	65.7%	81.5%

表3 主な違反状況の推移（全業種計）

監督実施年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
監督実施事業場数		1,406	1,407	1,712	1,716	1,312
うち労働基準関係 法令違反事業場数		887 63.1%	930 66.1%	1,099 64.2%	1,091 63.6%	874 66.6%
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	176 12.5%	160 11.4%	205 12.0%	179 10.4%	117 8.9%
	休日	23 1.6%	28 2.0%	21 1.2%	17 1.0%	15 1.1%
	時間外労働の 上限規制	14 1.0%	15 1.1%	12 0.7%	18 1.0%	15 1.1%
	割増賃金	160 11.4%	143 10.2%	164 9.6%	176 10.3%	122 9.3%
	労働条件の 明示	118 8.4%	100 7.1%	152 8.9%	179 10.4%	125 9.5%
	年次有給休暇	118 8.4%	136 9.7%	150 8.8%	104 6.1%	95 7.2%
	年次有給休暇 管理簿	128 9.1%	125 8.9%	186 10.9%	157 9.1%	80 6.1%
	安全基準	261 18.6%	241 17.1%	303 17.7%	302 17.6%	275 21.0%
	衛生基準	35 2.5%	40 2.8%	68 4.0%	78 4.5%	77 5.9%
	健康診断	97 6.9%	109 7.7%	109 6.4%	153 8.9%	104 7.9%

※上段は違反事業場数、下段は監督実施事業場のうちの違反事業場の割合

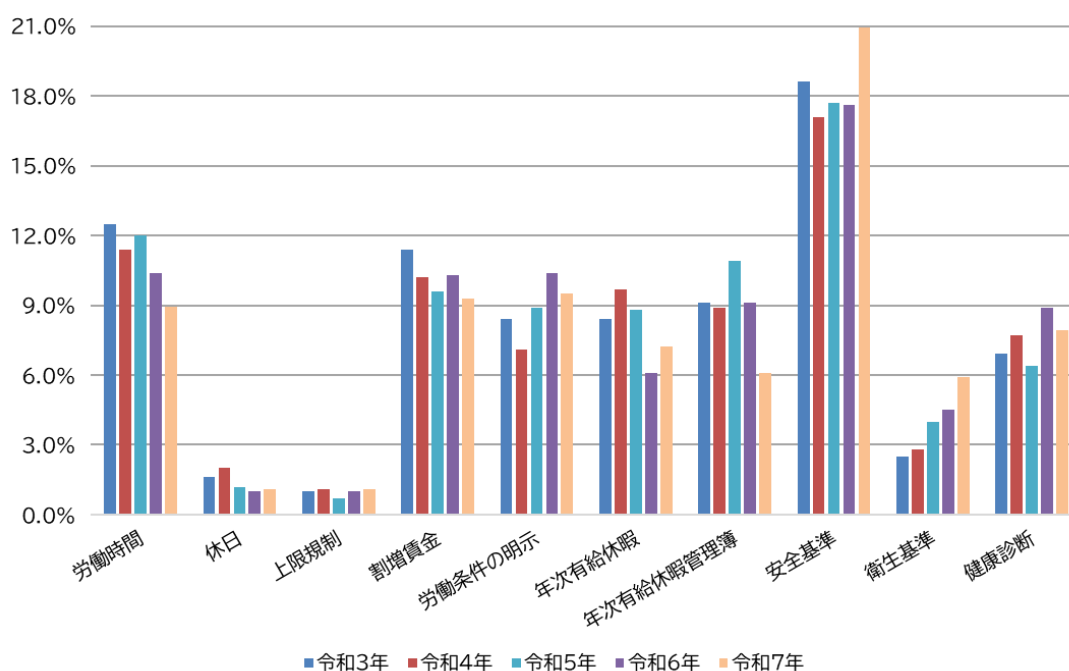


表 4 主な業種別の主な違反状況（令和 7 年）

業 種		全業種	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業
監督実施事業場数		1,312	269	553	54	145	70	81
うち労働基準関係 法令違反事業場数		874 66.6%	202 75.1%	342 61.8%	42 77.8%	93 64.1%	46 65.7%	66 81.5%
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	117 8.9%	37 13.8%	5 0.9%	9 16.7%	24 16.6%	13 18.6%	13 16.0%
	休日	15 1.1%	3 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 4.8%	2 2.9%	1 1.2%
	時間外労働の 上限規制	15 1.1%	6 2.2%	0 0.0%	2 3.7%	4 2.8%	1 1.4%	0 0.0%
	割増賃金	122 9.3%	31 11.5%	13 2.4%	6 11.1%	25 17.2%	21 30.0%	12 14.8%
	労働条件の 明示	125 9.5%	37 13.8%	11 2.0%	13 24.1%	11 7.6%	15 21.4%	18 22.2%
	年次有給休暇	95 7.2%	23 8.6%	6 1.1%	10 18.5%	15 10.3%	10 14.3%	10 12.3%
	年次有給休暇 管理簿	80 6.1%	18 6.7%	6 1.1%	6 11.1%	20 13.8%	4 5.7%	17 21.0%
	安全基準	275 21.0%	84 31.2%	161 29.1%	5 9.3%	6 4.1%	1 1.4%	1 1.2%
	衛生基準	77 5.9%	49 18.2%	17 3.1%	1 1.9%	2 1.4%	2 2.9%	0 0.0%
	健康診断	104 7.9%	36 13.4%	8 1.4%	11 20.4%	19 13.1%	4 5.7%	14 17.3%

参考 送検状況の推移

年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
送検件数	4	8	5	10	6
うち労働基準法違反	1	1	1	2	1
うち最低賃金法違反	0	1	0	1	1
うち労働安全衛生法違反	3	6	4	7	4